

平成28年6月秋田市議会定例会提出予定案件	
件名	説明
「 条 例 案 」 8 件	
1 秋田市市税条例等の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）： 平成28年3月31日公布、一部を除き平成28年4月1日施行	<p>○改正理由 地方税法の一部改正（平成28年法律第13号）に伴い、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の市民税および法人の市民税について、減額更正があった後に修正申告等により増額更正を行ったときは、減額更正後の税額から減額更正前の税額に達するまでの部分については、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。 2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療用医薬品から一般用医薬品等に転用されたものの購入に対して前年中に支払った金額が1万2千円を超える場合は、その超える部分を所得控除することができる特例を定める。 3 その他規定の整備を行う。 <p>○施行期日 平成29年1月1日から。ただし、2は平成30年1月1日、3の一部は公布の日から。</p>

<p>2 秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件</p> <p>○改正要旨 市立体育館の手動式移動仮設席の使用料の額を定める。</p>	<p>○改正理由 市立体育館の手動式移動仮設席の使用料を定めるため、改正しようとするもの</p> <table border="1" data-bbox="277 405 1366 539"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手動式移動仮設席</td> <td>営利を目的としない場合</td> <td>1ブロック 1日</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利を目的とする場合</td> <td>につき</td> <td>5,460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行期日等 施行は、平成28年10月1日から。 手動式移動仮設席の使用の許可その他の行為は、施行前においても行うことができることとする。</p>	区 分		単 位	金 額	手動式移動仮設席	営利を目的としない場合	1ブロック 1日	170円		営利を目的とする場合	につき	5,460円
区 分		単 位	金 額										
手動式移動仮設席	営利を目的としない場合	1ブロック 1日	170円										
	営利を目的とする場合	につき	5,460円										
<p>3 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）：平成28年1月15日公布、平成28年6月1日施行 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）：平成28年2月18日公布、平成28年4月1日施行 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第23号）：平成28年2月19日公布、平成28年6月1日施行 ・幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（平成28年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）：平成28年3月31日公布、平成28年4月1日施行 	<p>○改正理由 保育所等における職員配置の特例を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる施設又は事業の職員の配置について、当分の間、幼稚園教諭等を保育士とみなす等の特例を定める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育所 (2) 幼保連携型認定子ども園 (3) 小規模保育事業A型 (4) 保育所型事業所内保育事業所 2 次に掲げる条例に定める保育室等の階に応じた施設および設備の基準について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正に伴い規定を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 (2) 秋田市幼保連携型認定子ども園の設備および運営に関する基準を定める条例 (3) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例 <p>○施行期日 公布の日から</p>												

4	<p>秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）：平成27年6月24日公布、一部を除き平成28年4月1日施行 ・学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第12号）：平成28年2月3日公布、平成28年4月1日施行 	<p>○改正理由 学校教育法の一部改正（平成27年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加える。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
5	<p>秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成28年4月1日施行 	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 指定通所介護の一部が新たに指定地域密着型通所介護に移行したことに伴い、必要となる部分に指定地域密着型通所介護事業所を加える等の規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
6	<p>秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第90号）：平成28年3月30日公布、平成28年4月1日施行 	<p>○改正理由 旅館業法施行令の一部改正（平成28年政令第90号）に伴い、簡易宿所営業の客室の収容定員の基準を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 簡易宿所営業の宿泊者数が10人未満である施設に係る、客室の収容定員の基準を、有効床面積3.3平方メートルにつき1人と定める。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
7	<p>秋田市河辺岩見温泉条例を廃止する件</p>	<p>○廃止理由 河辺岩見温泉を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>

<p>8 秋田市公民館設置条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 南部公民館を廃止するため、この条例を改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 南部公民館の名称および位置を削る。</p> <p>○施行期日 平成28年10月1日から</p>
<p>「 単 行 案 」 12件</p>	
<p>9 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件 ・地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）： 平成28年3月31日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○地方税法の一部改正（平成28年法律第13号）に伴い、市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 平成28年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例を定めた。 2 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例を定めた。 3 公共施設等の用に供する家屋および償却資産に係る課税標準の特例を定めた。 4 熱損失防止改修住宅等について、固定資産税減額の適用を受けるための申告書の記載事項に、改修工事に係る補助金等を加えた。 <p>※地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>10 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第35号）：平成28年3月31日公布、平成28年4月1日施行</p>	<p>○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正（平成28年総務省令第35号）に伴い、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 平成28年3月31日</p>

		<p>○改正要旨</p> <p>産業集積区域内における固定資産税の課税免除の要件となる主務大臣による基本計画の同意の期限を平成29年3月31日まで延長した。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
11	<p>秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）：平成28年3月31日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○地方税法施行令の一部改正（平成28年政令第133号）に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分日 平成28年3月31日</p>
		<p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎課税額の限度額を引き上げた。 現行「52万円」→改正後「54万円」 2 後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げた。 現行「17万円」→改正後「19万円」 3 保険税を減額する所得判定基準を改めた。 <p>※専決処分した理由</p> <p>地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
12	<p>秋田市土地開発公社を解散する件</p>	<p>○土地先行取得の必要性がなくなってきたため、秋田市土地開発公社を解散しようとするもの（解散予定：平成29年1月）</p> <p>※提出根拠法：公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項</p>
13	<p>秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定する件</p>	<p>○河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <p>・指定管理者</p>

		<p>河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の期間 平成28年10月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
14	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 5路線 延長 700.60m ・認定後の市道路線延長 約2014.4km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
15	土崎まちづくり拠点施設建築工事請負契約を締結する件	<p>○土崎まちづくり拠点施設建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市土崎港西三丁目148番 ・契約金額 592,380,000円 ・契約先 林・藤重・小南建設工事共同企業体 ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建て 建築面積 1,113.35㎡ 延べ面積 1,393.98㎡ 外構工事 駐車場、広場、植栽、フェンス 施設機能 インフォメーション、常設展示場、曳山展示ホール、伝承室、空襲展示ホール、企画展示室、学習室等 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
16	新屋まちづくり拠点施設建築工事請負契約を締結する件	<p>○新屋まちづくり拠点施設建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市新屋表町104番4 ・契約金額 648,000,000円 ・契約先 瀬下・中山・栗野建設工事共同企業体 ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 構造 木造（一部鉄筋コンクリート造）平家建て 建築面積 1,465.16㎡

		<p>延べ面積 1,373.13㎡</p> <p>外構工事 駐車場、広場、植栽、黒板塀、水場（湧水利用）</p> <p>施設機能 ガラス工房、アトリエ、ショップ・カフェ、ギャラリー、事務所等</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>												
17	手動式移動仮設席を買い入れる件	<p>○手動式移動仮設席を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市立体育館 ・契約金額 255,960,000円 ・契約先 辻兵商事株式会社 ・納期 平成28年11月20日（ただし、約600席は9月30日まで） ・概要 手動式移動仮設席1組（総座数1,666席） <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>												
18	水槽付消防ポンプ自動車を買い入れる件	<p>○水槽付消防ポンプ自動車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 48,816,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成29年2月28日 ・主要諸元 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>条 件</td> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>I-B型</td> </tr> <tr> <td>全 長</td> <td>7,300mm以下</td> </tr> <tr> <td>全 幅</td> <td>2,500mm以下</td> </tr> <tr> <td>乗車定員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>積載水量</td> <td>1,500リットル</td> </tr> </table> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>	条 件	水槽付消防ポンプ自動車		I-B型	全 長	7,300mm以下	全 幅	2,500mm以下	乗車定員	6名	積載水量	1,500リットル
条 件	水槽付消防ポンプ自動車													
	I-B型													
全 長	7,300mm以下													
全 幅	2,500mm以下													
乗車定員	6名													
積載水量	1,500リットル													
19	大型化学高所放水車を買い入れる件	<p>○大型化学高所放水車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約先 猿田興業株式会社 ・契約金額 118,800,000円 ・納期 平成29年2月28日 ・主要諸元 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>条 件</td> <td>大型化学高所放水車</td> </tr> </table> 	条 件	大型化学高所放水車										
条 件	大型化学高所放水車													

		<p>全 長 11,500mm以下 全 幅 2,500mm以下 乗車定員 3名 ノズル最高地上高 27メートル ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
20	<p>土地を買い入れる件</p>	<p>○秋田市土地開発公社が先行取得していた用地を取得しようとするもの ・所 在 秋田市手形字山崎44番3他10筆 ・種 類 雑種地および宅地 ・面 積 10,027.79㎡ ・契約金額 746,961,626円 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
「 予 算 案 」 4 件		
21	<p>平成28年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件</p>	<p>○資料別紙</p>
22	<p>平成28年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件</p>	
23	<p>平成28年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件</p>	
24	<p>平成28年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件</p>	
「 追 加 提 案 」		
「 人 事 案 」 2 件		
25	<p>秋田市固定資産評価員の選任について同意を求める件</p>	<p>○固定資産評価員工藤喜根男氏の辞任（平成28年7月1日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ※提出根拠法：地方税法第404条第2項</p>
26	<p>人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件</p>	<p>○人権擁護委員長谷部正直氏の任期満了（平成28年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>